

特記仕様書

工事番号 第 12 号

工事名 栗の沢川 小規模治山工事

施工条件

契約書類

設計図書

契約書

図面（設計書）
特記仕様書
森林土木工事共通仕様書
見積用説明書（工事数量総括表）

北海道後志総合振興局

特記仕様書

工事名： 栗の沢川 小規模治山工事

1, 一般事項

1) 共通仕様書の適用

- 1 本工事は、北海道森林土木工事共通仕様書（令和6年4月改訂版）に基づき実施すること。

2) 概数の適用

- 1 工事数量総括書の工事内訳書等の「適用」又は「備考」欄に（概）又は「概数」と記して示した数量は、概数であり、現地の状況に応じて設計変更をする。
なお、設計上過大な出来高に対して変更するものではないので留意すること。
- 2 この工事においては、設計変更に係る図書を作成（設計変更図の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。この場合、発注者と受注者は別途協議するものとする。
- 3 概数に係る工事の施工に当たっては、施工図等を作成の上、工事監督員と協議すること。
- 4 概数に係る標準図は、標準的な施工図、又は出来形を示すものであり、現地の状況等に応じて受注者は照査のうえ、工事を実施するものとする。
なお、施工内容で変更の必要が生じた場合は、工事監督員と協議のうえ設計変更を行う。

3) 標準図

- 1 標準的な施工図、又は出来形を示すものであり、現地の状況に応じて受注者は十分照査の上、工事を施工するものとする。なお、施工内容で変更の必要が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上設計変更を行う。

4) 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- 1 本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、森林土木事業積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合は、実績変更対象額の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
 - ・ 営繕費：労務者送迎費、宿泊費、借上費
（宿泊費、借上費については、労務者確保に係るものに限る。）
 - ・ 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賞金以外の食事、通勤等に要する費用
- 2 発注者は、当初契約締結後、予定価格に対する実績変更対象費の割合を受注者に提示するものとする。
- 3 受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、工事監督員に提出するものとする。
- 4 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書を取得できないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 6 実績変更対象費の支出状況を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率は、森林土木事業積算要領に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、森林土木事業積算要領に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- 7 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8 疑義が生じた場合は、工事監督員と協議するものとする。
- 9 各種様式については、契約締結後に工事監督員に確認すること。

5) 遠隔地からの建設資材調達にかかる設計変更について

- 1 次の資材については、以下の調達地域等から調達する積算としているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
割栗石	5cm~15cm	リ-ノC10（黒松内町一部・蘭越町一部）
切込砕石	80mm級	リ-ノC10（黒松内町一部・蘭越町一部）

6) 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

- 2 用語の具体的な内容は次のとおりである。
 - (1) 真夏日
日最高気温が30℃以上の日をいう。
 - (2) 工期
通常の積算により算出した工期をいう(通常工期。余裕ある工期期間を除く)。
なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分(12月29日～1月3日)として6日間、8月を含む工事では夏季休暇分として土日祝祭日を除く3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
 - (3) 真夏日率
以下の式により算出された率をいう。
真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期
なお、工期期間中の真夏日には、作業をしていない日(土日祝日や休業日)を含むものとする。
また、フレックス工期制(令和2年1月15日付け水林総第1378号)及び余裕ある工期設定(昭和58年8月27日付け建管第843号)を採用する場合において、通常工期内でかつ実工期の始期前と終期後及び、通常工期を超過した期間の真夏日は、カウントしない。
- 3 入札後に受発注者間で協議の上で、補正の適用を行うかどうか決定する。
- 4 補正の適用を行う場合、受注者は、工事着手前に工期期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、工事監督員へ提出する。
- 5 気温の計測方法については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所または地域気象観測所の気温の計測結果を用いることを標準とする。
ただし、あらかじめ工事監督員と協議の上、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき気象庁以外の者が行う気温の計測結果又は工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることも可とする。
- 6 気温の計測結果は、次の算定式により補正を行うものとする。
【算定式】
補正後の気温(℃) = 気温(℃) - 標高差(m) × 0.6 / 100(m)
ただし、標高差(m) = 工事現場の標高(m) - 計測箇所の標高(m)
- 7 受注者は、工事監督員へ計測結果の資料を提出すること(概ね工事完了日の20日前)。
- 8 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料をもとに工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。
補正率(%) = 真夏日率 × 補正係数※
※補正係数: 1.2
なお、計測期間については、受発注者間で協議の上で決めることとする。

7) 現場環境の整備(快適トイレ)

- 1 本工事は、男女とも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、工事監督員と協議し、設計変更においてその整備に必要な費用を計上する工事である。
- 2 受注者は、現場に以下の①～⑱の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。⑱～⑳については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。
【快適トイレに求める機能】
 - ① 洋式便座
 - ② 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む)
 - ③ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能)
 - ④ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
 - ⑤ 照明設備(電源がなくても良いもの)
 - ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)
 【付属品として備えるもの】
 - ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - ⑧ 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
 - ⑨ サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置)
 - ⑩ 鏡付きの洗面台
 - ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品
 【推奨する仕様、付属品】
 - ⑫ 室内寸法 900×900mm以上(半畳程度以上)
 - ⑬ 擬音装置(機能を含む)
 - ⑭ 着替え台
 - ⑮ フラッパー機能の多重化
 - ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
 - ⑰ 小物置き場(トイレトーパー予備置き場等)
 - ⑱ 付属品等の木質化
- 3 快適トイレに要する費用
 - (1) 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。
 - (2) 契約後、快適トイレ設置の実施を希望する場合、施工計画書提出時に工事施工協議簿により協議を行い、規格・数量・設置時期等を施工計画書に記載し工事監督員に提出すること。
 - (3) 快適トイレを設置した場合、証明書類(支払い書類等)の写し及び設置状況が確認できる書類(写真等)を工事完成前日の20日程度前までに工事監督員に提出すること。
 - (4) 費用については、51,000円/基・月を上限に「積算上の差額※1」を共通仮設費(営繕費)として設計変更で計上する。
男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとする。(102,000円/2基・月が上限)※1:「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円(従来品)を減じた額
 - (5) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合は、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円/基・月を上限として計上可能とする。
 - (6) 運搬・設置費は共通仮設費(率)に含まれるものとし、2基/工事(施工箇所)より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

8) フレックス工期制

- 1 本工事は、フレックス工期制対象工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期内で、受注者が工事の始期と終期を決定できる。ただし、発注者があらかじめ工事の開始日を定めている場合、その日までに工事を開始すること。
また、受注者は、契約締結後において、技能労働者や建設資材等の確保のため工事全体の工事工程を見直す必要が生じた場合は、発注者があらかじめ設定した全体工期内で、実工期の変更を請求することができるものとする。

全体工期	令和6年5月27日	～	令和6年11月29日
通常工期	令和6年5月27日	～	令和6年10月31日

9) 「法定外の労災保険」の付保

本請負工事の受注者は、下記に従い、「法定外の労災保険」に付さなければならない。

・この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の保険給付に上乗せして雇用者が従業員等又は、その遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。

・受注者は、本請負工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外労災保険」）を締結しなければならない。本請負工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着手の前に「法定外労災保険」を締結すること。なお、法定外の労災保険に係る保険料等の費用は、現場管理費率の中に計上されている。

・受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書原本を、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。

・契約書23条に基づき本請負工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。

・本請負工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

10) 北海道インフラゼロカーボン試行工事について

1 試行の実施について

本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事である。

2 試行の内容について

工事契約後、受注者は、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を提案・協議し取組を実施することができる。

実施要領及び計画書様式については、北海道水産林務部総務課ホームページで確認すること。
URL https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/O3kanrig/kanri_group.html

3 試行の実施について

受注者が本取組を実施する場合は、

① 計画書を作成し、この計画書を工事施工協議簿に添付し、工事監督員と協議する。

【注意】計画書は、電子データで提出すること。

② 工事監督員（主任監督員）は、①の協議があった場合には、評価できる提案内容であるか確認し受注者に回答する。評価できない提案があった場合、受注者は提案を再協議できる。

③ 受注者は、前項で提案・協議した内容に取り組みとともに、実施状況がわかる写真を撮影する。

④ 受注者は、工事完成に先立ち、工事監督員（主任監督員）に「実施状況報告書」を提出する。「実施状況報告書」には、③で撮影した写真を添付する。

⑤ 工事監督員（主任監督員）は、「実施状況報告書」により、②提案・協議された内容が適切に実施されていることが確認できた場合には、工事施行成績評定の「6 社会性等」の該当評価項目を加点評価する。

（ただし、工事施行成績評定を行わない場合を除く。）

もし、適切に実施されていない場合や「実施状況報告書」の提出がない場合等により実施状況が確認できない場合、又は、②の提案・協議がない場合には、加点評価は行わない。

4 試行の費用について

本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

2, 公害対策関係

1) 工事公害防止のための制限

1 本工事のうち資材運搬路通行において、飛散砂利及び粉塵等により周辺の家屋等に影響を与えないよう注意しなければならない。

3, 工事支障物件関係

1) 埋蔵文化財関係

1 本工事区域内で埋蔵文化財を発見したときは、直ちに工事を中止し、工事監督員に報告しその指示に従うものとする。

4, 仮設関係

1) 仮設道路の指定等

1 仮設道新設

本工事の施工にあたり、仮設道路（延長10.0m）を別添平面図の示す位置に設置すること。なお、路盤材は、敷幅3.0m、敷厚20cmとする。また、この仮設道路は工事終了後に撤去すること。「位置・幅員及び路盤の敷幅・敷厚」について指定する（一部指定）。

5, 残土、産業廃棄物等関係

1) 残土処理の指定等

1 本工事で発生する残土は、No.1谷止工上流の背面で整地処理すること。

2) 建設リサイクル法等

1 この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）（以下建設リサイクル法）に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である

2 当該工事受注後速やかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の必要事項を記載し工事監督員に提出すること。

また、実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、工事完成後工事監督員に提出するとともに、1年間保存すること。

3 受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。

4 この工事では、特定建設資材廃棄物が発生しないものとしているが、受注者の都合により実際に発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、建設リサイクル法第13条及び分別解体等省令第4条に基づく協議書の別記様式を準用し、「4 再資源化等をするための施設の名称及び所在地」欄に必要な事項を記載して、工事監督員の確認を受けること。

3) 産業廃棄物処理の指定等

1 本工事で発生する「伐開物・草」は一般廃棄物、「伐木・抜根」は産業廃棄物であるため廃棄物処理法に基づき適正に処理すること。

- 2 産業廃棄物の処理については、次により積算しているが、処理場所を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。

区分	処理場所	運搬距離
伐開物・草	後志総合振興管内	片道57.5km以下
伐木	後志総合振興管内	片道31.5km以下
抜根	後志総合振興管内	片道57.5km以下

- 3 産業廃棄物の処理を委託する場合は、許可内容を確認し、収集運搬業者及び処分業者などと事前に書面により委託契約を行うとともに、建設廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。

4) 北海道循環資源利用促進税（以下、「循環税」という）について

- 1 当該工事では循環税相当額を見込んでいないが、適正な工程管理において産業廃棄物が最終処分場または中間処分場に搬入されて、循環税相当額が必要となる場合は別途協議する。

6. 安全対策関係

1) 交通安全対策

- 1 本工事の施工にあたり、資材運搬、その他の作業により、一般交通道路における片側交互通行等の車両通行規制が必要な場合は、具体的な安全対策を講じ、その旨施工計画書に記載すること。また、必要な手続き（道路交通法など）については、受注者の責任により適に行うこととし、その結果について施工計画書に添付すること。

2) 安全・訓練等の実施

- 1 本現場施行にあたり、労働安全衛生法等に基づき行う日々の安全教育のほか、本工事現場に即した安全・訓練等について、全ての作業員を対象に次の実施項目の中から選択し、現場に即した内容を毎月半日以上頻度で実施するものとする。
- 1 安全活動のビデオ等による視覚教育
 - 2 安全関係法令等の周知
 - 3 工事内容等の周知
 - 4 安全衛生活動に関する手法の習得
 - 5 安全衛生活動の前月の反省と評価
 - 6 当月の作業内容と安全目標の徹底及び実践的指導
 - 7 災害対策訓練
 - 8 本工事現場で予想される事故対策
 - 9 その他、安全・訓練等として必要な事項

3) 安全・訓練に関する施工計画の作成

- 1 本現場施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等に具体的な計画を作成し、工事監督員に提出するものとする。

4) その他安全対策

- 1 本工事は、夏期の高湿多湿下での作業となることが予想されるため、熱中症の予防に十分な措置を講ずること。（例：定期的な水分・塩分摂取、WBGT値（暑さ指数）の活用など）

7. その他

1) 道産資材の優先的使用について

- 1 本工事においては、地元資材を始め土木工事用道産資材を優先的に使用するよう努めること。又、道産資材に含まれた間伐材及び間伐材加工資材についても、積極的な使用に努めること。
- 2 土木工事用道産資材一覧表は、建設管理部内の公示用設計書閲覧場所及び各建設業協会にあるので参考にすること。土木工事用道産資材とは、道内の工場において生産、加工、流通している土木工事用資材を示す。
- 3 木材については、後志管内産の間伐材を含む道産木材を積極的に活用すること。

2) 現場環境改善について

- 1 現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。

- 2 現場環境改善の実施内容については、次のとおりとする。

- (1) 別表より、実施する項目を選択する。
- (2) 実施内容は、仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域連携のうち5項目を基本とし、具体的な実施内容、実施時期については、施工計画書を提出する際に協議する。

別表

計上項目	実施する項目
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ・用水・電力等の供給設備 ・緑化・花壇 ・ライトアップ施設 ・見学路及び椅子の設置 ・昇降設備の充実 ・環境負荷の低減
安全関係	<ul style="list-style-type: none"> ・工事標識・照明等安全施設の現場環境改善（電光式標識等） ・盗難防止対策（警報機等） ・避暑（熱中症予防）・防寒対策
営繕関係	<ul style="list-style-type: none"> ・現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む。） ・労働者宿舍の快適化 ・デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ・現場休憩所の快適化 ・健康関連施設及び厚生施設の充実等

地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・完成予想図 ・工法説明図 ・工事工程表 ・デザイン工事看板（各工事PR 看板含む） ・見学会等の開催（イベント等の実施含む） ・見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ・パンフレット・工法説明ビデオ ・地域対策費等（地域行事等の経費を含む） ・社会貢献
------	---

3 工事完了時には、現場環境改善の実施状況がわかる写真等の資料を提出する。

3) 段階確認について

1 段階確認について、森林土木共通仕様書で指定されているもの以外は、下記の項目について工事監督員の確認を得ること。

工 種	確 認 事 項	確 認 時 期
準備工	起工測量結果の確認	測量後
谷止工	掘削の土質が変化した時	変化が確認された時点
	幅・延長・掘削勾配等	掘削完了後
	各種寸法・構造物勾配等	埋戻し前
	埋戻し勾配・すり付け等	緑化前
仮設工	一部指定部分	設置完了後

4) 工事施行成績評定

1 本工事は施行成績評定対象工事である。

5) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

1 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めること。

6) 地域経済への配慮

1 当該工事については、地域の経済対策を考慮し、資材調達や労務等の手配などを速やかに行うこと。

7) 関係者への説明について

1 当該工事の施工に際し、施工時期・時間、安全対策など必要事項について、施工計画書に記載し、地元市町村、土地所有者、地域住民などに対し、十分な説明並びに打合せを行い、後のトラブルが発生しないよう配慮すること。

8) 現場不適合について

1 当該工事の施工に際し、設計図書と現場条件の不一致が発見された場合は、直ちに工事監督員に報告し、協議すること。

9) 社内検査

1 工事完成後、不可視となる部分については必ず社内検査を実施し、その結果について工事監督員にその都度報告すること。
なお、社内検査の実施に際し、社内検査実施項目、実施時期、検査方法、確認頻度について施工計画書に明記すること。

10) 現場代理人について

1 請負契約書第9条に定める「現場代理人」は、必要な場合は複数定めることとする。なお、複数定める場合は分担する権限の内容を施工計画書に明記すること。

11) 主任技術者又は監理技術者の専任期間

1 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定めるものとする。

2 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は発注者が工事完成検査を実施し、工事受渡書を交付した日とする。

12) 週休2日を促進する森林土木工事の試行対象工事

1 本工事は、受注者の希望により「週休2日」を実施することができる工事であり、実施について施工計画書を提出する際に工事監督員と協議するものとする。

2 週休2日を促進する対象期間は着手日から完了日までとする。

週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇の6日間（12月29日から1月3日）及び夏期休暇の3日間（8月13日から8月15日）、工場作成のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。

3 現場閉所とは、実質的に現場作業を行っていない日のことをいい、現場点検やコンクリート養生、書類整理等の実施など、現場管理上必要な作業は現場作業に含まない。

4 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

5 当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じており、対象期間における現場閉所達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、履行状況に応じた補正係数を、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じる設計変更を行う。また、市場単価及び土木工事標準単価についても、現場閉所に応じた補正係数を乗じる。

なお、その他労務費が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。

- 1) 現場の閉所状況
 - ① 4週8休以上
現場閉所率が28.5% (8日/28日) 以上の場合
 - ② 4週7休
現場閉所率が25.0% (7日/28日) 以上28.5%未満の場合
 - ③ 4週6休
現場閉所率が21.4% (6日/28日) 以上25.0%未満の場合
- 2) 4週6休に満たないもの及び工事着手時に受注者が週休2日の取り組みを希望しないものについては、補正の対象としない。
- 6 対象期間を通し週休2日相当 (4週8休以上) の現場閉所を実施した場合には、工事成績評価において加点評価する。なお、実施できなかったことを理由に減点措置等のペナルティーは行わない。
- 7 受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日制確保試行工事」である旨を標示板に掲示するものとする。
- 8 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付して工事監督員へ提出するものとする。
- 9 受注者は、週休2日の取組状況を工事旬報等により定期的に工事監督員へ報告するものとする。また、履行確認時には実施工程表等により休日取得結果を工事監督員に報告するものとする。

13) 1日未満で完了する作業の積算について

- 1 「1日未満で完了する作業の積算」は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、「1日未満で完了する作業の積算」の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、「1日未満で完了する作業の積算」は適用しない。
- 4 受注者は、協議に当って、「1日未満で完了する作業の積算」に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料 (日報、実際の費用を示す資料等) を監督員に提出すること。実際の費用を示す資料 (契約書、請求書等) により、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準との乖離が確認出来ない場合には、「1日未満で完了する作業の積算」は適用しない。

14) 森林土木事業に係る電子納品の実施について

- 1 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン【森林土木工事編】 (平成27年7月)」 (以下「ガイドライン」という。) に基づくものとし、受注者の体制や準備の状況を考慮し工事監督員と協議のうえ、電子化の範囲等を決定しなければならない。なお、ガイドラインは最新版を使用すること。
- 2 成果品はガイドラインに基づいて作成した電子データを電子媒体 (CD-R等) で正副1部提出する。ガイドラインに記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、ガイドラインの解釈に疑義がある場合は工事監督員と協議のうえ電子化の是非を決定する。
なお、電子化の困難な資料及び工事施工協議簿、工事旬報等の押印された書類、出来形図、代表写真については、紙による成果品を1部納品する。
- 3 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステム (土木) (国土交通省) または市販のチェックシステム (ガイドラインに準拠したもの) によるチェックを行いエラーのないことを確認する。なお、電子納品チェックシステム (土木) を使用する場合、国土交通省の要領とガイドラインに差異のある箇所についてはチェックを行わなくてもよい。(目視などでチェックを行う) チェックを行った後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。
- 4 ガイドラインについては、北海道水産林務部総務課のHP (下記URL参照) からダウンロードすることが出来る。
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/O3kanrig/kanri_group.htm

8. 提出書類

1) 契約後速やかに提出するもの

- 1 工事工程表・請負代金内訳書・現場代理人等指定通知書・施工体制台帳1及び4・現場代理人等の経歴書・建設業退職金共済掛金収納書・共同企業体編成表 (JVのみ)・積算労務単価報告書・法定外労災保険の保険証券の写し又は加入証明書の原本

2) 工事完成時に提出しなければならないもの

- 1 工事完成通知書・工事完成写真 (施工前・完成 (撮影月日の記入))・建設業退職金共済証紙貼付実績書・建設業退職金共済証紙貼付内訳書 (元請負人 (下請負人を含む) が作成し保管)・木材及び木材加工資材の使用状況報告書・技能士活用状況報告書 (実績)・北海道グリーン購入基本方針に基づく「令和元年度環境物品等の調達実績 (公共工事)」及び「令和元年度環境物品等の調達実績 (北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド)」

3) 必要の都度提出するもの

- 1 変更契約書・労働災害の発生について (報告)・労働者死傷病報告
- 2 下請負人選定通知書・下請負人選定通知書 (内容変更届)・施工体制台帳2-3・施工体系図・公共工事前払金保証証書・同 (写)・前払金使途内訳明細書・前払金使途変更申込書・前払金使途変更承諾書・建設業退職金共済掛金収納書

9. 材料

1) 総則

- 1 当工事施工のため使用する材料は、共通仕様書「第2章材料」に記載されたもののほか次の表のとおりとし、その数量は設計図書による。
ただし、「工事数量総括書」の「備考」欄に『概数』と記して示した数量は、概数であり、必要に応じて設計変更を行う。なお、設計上、過大な出来高に対して変更するものではない。

2) 木製校倉式工法用木材

- 1 高耐久性処理木材 JAS規格 K4 相当 ϕ 120mm (道産トマツ使用)

3) コーチボルト

- 1 溶融亜鉛メッキ (M12×180・M12×270)

4) 四角穴付タッピンネジ

- 1 鉄 ϕ 5.5 L=150mm

5) 中詰用石材

- 1 割栗石（雑割）5～15cm
- 6) 堤名板
 - 1 (大) 砲金製 500x360x10mm
- 7) 張芝工
 - 1 野芝（国産種） 0.35×0.26m
 - 2 栽培芝（土工用栽培芝） 芝厚3cm程度
 - 3 生芝（天然ロール芝） 幅30cm程度、長さ90cm以上、芝厚2～3cm
 - 4 目串（18cm） 20本/m²以上
- 8) 柵工（丸太柵工）
 - 1 カラマツ丸太使用・横使い、杭間隔0.5 m・柵高0.5 m
 - 2 立丸太 L=1.2 m D=8 cm
 - 3 横丸太 L=1.8 m D=9 cm
 - 4 粗朶 L=50cm D=1 cm以上（2 mものを4等分にして使用）
 - 5 鉄釘 下部4 段 l =15.2cm
 - 6 鉄線 上部1 段結束用 10#
- 9) 路盤砂利
 - 1 切込碎石 0～80mm級

◎ 各種積算内容等一覧表

1 現場環境改善費

①現場環境改善費の採否	適用
-------------	----

2 施工地域・工事場所による補正

①大 都 市	-
--------	---

②市 街 地(DID 補 正)(1-1)	-
-----------------------	---

③一 般 交 通 影 響 有 り (1-1)	-
------------------------	---

④一 般 交 通 影 響 有 り (2-1)	-
------------------------	---

⑤市 街 地(DID 補 正)(1)-2	-
-----------------------	---

⑥一 般 交 通 影 響 有 り (1)-2	-
------------------------	---

⑦一 般 交 通 影 響 有 り (2)-2	-
------------------------	---

⑧市 街 地(DID 補 正)(1)-3	-
-----------------------	---

⑨山 間 僻 地 及 び 離 島	適用
------------------	----

⑩そ の 他 (補 正 無 し)	-
--------------------	---

3 山林砂防工の適否

①山 林 砂 防 工 の 採 否	否
------------------	---

4 冬期労務・現場管理費の補正

①労 務 歩 掛 の 補 正	無
----------------	---

②現 場 管 理 費 の 補 正	無
------------------	---

5 適用単価年月

令和6年4月単価

※週休2日補正(4週8休)適用

6 契約保証費

①契 約 保 証 費 の 有 無	有
------------------	---

参考

(「平成24年度補正予算等の執行における積算方法に関する試行について(平成25年3月11日付け水林総第2049号)」による。)

様式1

実績変更対象費に関する実施計画書

令和 年 月 日

発注者

受注者

印

(作成担当者

)

工事名 〇〇地区 〇〇工事 (工事番号〇〇〇〇)

上記建設工事に係る実施計画書を提出します。

費目		費用	内容	計上額
共通 仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代及 びこれらの建物を建築する代 わりに貸しビル、マンション 、民家等を長期借上げする場 合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に 宿泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送(水 上輸送を含む)をするために 要する費用(運転手賃金、車 両損料、燃料費等含む)	
	小計			
現場 管理費	労務管 理費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小計			
合計				

参考

(「平成24年度補正予算等の執行における積算方法に関する試行について(平成25年3月11日付け水林総第2049号)」による。)

様式2

実績変更対象費に関する変更実施計画書

令和 年 月 日

発注者

受注者

印

(作成担当者

)

工事名 ○○地区 ○○工事 (工事番号○○○○)

上記建設工事に係る変更実施計画書を提出します。

費目	費用	内容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通 仮設費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
	宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
	労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)			
	小計				
現場 管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計				
合計					

仮設道（新設）標準図

